

小山広域保健衛生組合の施設で  
ごみ処理をしている事業所の皆様

2025年

4月1日から

もやすししかないごみは  
(燃やすごみ・可燃ごみ)

指定しのみ袋

裏面の「指定ごみ袋制度について、よくある質問と回答」も御確認ください。

◎お問合せ 小山広域保健衛生組合  
TEL : 0285-22-3228 FAX : 0285-22-3229

# 指定ごみ袋制度について、よくある質問と回答 ～事業所ごみ編～

指定ごみ袋を使えば家庭ごみと同じように収集所に排出していいの？



指定ごみ袋制度導入後も、これまで同様に事業所ごみを家庭ごみ収集所に出すことはできません。今回の制度では、事業所ごみと家庭ごみで共通の指定ごみ袋を使用することから、指定ごみ袋には家庭ごみの排出を前提とした表記がされてます。事業所のごみはそれぞれの事情に応じて、これまで同様の出し方をしてください。

指定ごみ袋で出す「もやししかないごみ」ってどんなもの？

「もやししかないごみ」で出せるのは、使用済みのティッシュや感熱紙等の資源化できない紙類、草、雑巾、生ごみ(野木町を除く)などです。プラスチック製のスプーンやフォーク等も従業員の飲食に伴うものに限り「もやししかないごみ」として排出できます。以下の資源化できる紙類やプラ容器、産業廃棄物は「もやししかないごみ」としては排出できませんので御注意ください。



<p>雑紙</p>	<p>コピー用紙、メモ用紙、シュレッダーごみ、カタログ、紙袋 など</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・当組合の施設には、機密文書専用の処理ラインはありません。</li> <li>・機密文書は事前に責任をもってシュレッダー処理するか、専門の処理業者に依頼してください。</li> </ul>
<p>プラ容器</p>	 <p>↑このマークが目印です。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れている場合はさっと洗って、水をきってください。</li> <li>・分別状況が確認できませんので袋は二重にせず出してください。</li> </ul>
<p>産業廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本組合では事業所から排出されるプラ容器を事業系一般廃棄物とみなして処理しています。</li> <li>・その他の事業活動に伴い排出されるプラスチック類は産業廃棄物となり、本組合施設では処理できませんので、適切な処理業者に処理を依頼してください。</li> </ul> <p>(例)</p>  <p>ポリバケツ 文具(プラスチック製) クリアファイル ビニール(ゴム)手袋 プラスチックケース 包装資材やPPバンド</p>

雑紙やプラスチック容器は資源物です。分別して排出してください。産業廃棄物は本組合施設で処理することができません。

これまでごみ袋に入れていなかった落ち葉や下草も今後は指定ごみ袋を使用しなければいけないの？



これまでごみ袋に入れずに排出していた落ち葉や下草のみを排出する場合は、引き続き同じ方法で出すことができます。ただし、落ち葉や下草の中にその他の「もやししかないごみ」が混ざっている場合は、指定ごみ袋を御使用いただく必要があります。

御不明な点や個別に説明を希望される場合はお問合せください。